

○経済産業省・国土交通省告示第 号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三条第三項の規定に基づき、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（令和六年経済産業省・国土交通省告示第五号）の一部を次の表のように改正する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する事項</p> <p>一 (略)</p>	<p>第二 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する事項</p> <p>一 (略)</p>

二 エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るために重点的に実施すべき低炭素水素等供給等事業の内容及び実施方法に関する事項

G Xの実現に向け、我が国では、G X経済移行債を創設し、G X経済移行債の資金の使途については、「規制・制度的措置と一体的に講じていく」ことに加え、「民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの

二 エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るために重点的に実施すべき低炭素水素等供給等事業の内容及び実施方法に関する事項

G Xの実現に向け、我が国では、G X経済移行債を創設し、G X経済移行債の資金の使途については、「規制・制度的措置と一体的に講じていく」ことに加え、「民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの

実現にも貢献する分野への投資を対象とする。」「という国による投資促進策の基本原則を示したところである。現状、低炭素水素等の価格が化石燃料に比して高いために、利用側は大規模な投資に踏み切れず、供給側も利用側が大規模かつ強靱なサプライチェーンの構築に踏み出せないゆえ、低廉な低炭素水素等が供給されない現状である。こうした状況を打破すべく、エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保を大前提に、GXの実現に向けて、法第十条第一号イに規定する資金に充て

実現にも貢献する分野への投資を対象とする。」「という国による投資促進策の基本原則を示したところである。現状、低炭素水素等の価格が化石燃料に比して高いために、利用側は大規模な投資に踏み切れず、供給側も利用側が大規模かつ強靱なサプライチェーンの構築に踏み出せないゆえ、低廉な低炭素水素等が供給されない現状である。こうした状況を打破すべく、エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保を大前提に、GXの実現に向けて、法第十条第一号イに規定する資金に充て

るための助成金の交付（以下「価格差に着目した支援」という。）及び同号口に規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「拠点整備支援」という。）といった支援措置を講ずる。

1 | 低炭素水素等供給等事業の内容

低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにGX政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に

るための助成金の交付（以下「価格差に着目した支援」という。）及び同号口に規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「拠点整備支援」という。）といった支援措置を講ずる。

（新設）

照らして評価するものとする。

(1) エネルギー政策

① 安全性

安全に関する法令に係る許認可等を取
得する見込みがあること。

② 安定供給

イ 発電などに向け大規模に供給する場
合、我が国企業による上流権益への参
入がなされており、価格が安定してい
ること。

ロ 低炭素水素等を輸入する相手国の地

政学的リスクに対応していること。

ハ 特定の国に依存しない、強靱で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。

③ 環境適合性

計画において供給される水素等が低炭素水素等であること。

④ 経済効率性

イ 経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。

ロ 発電などに向け大規模に供給する場

合、我が国企業による上流権益への参
入がなされており、価格が安定してい
ること。

(2) G X 政策

① 産業競争力の強化・経済成長

低炭素水素等供給事業及び低炭素水素
等利用事業の双方において、我が国産業
の国際競争力の強化に寄与すること。

② 脱炭素化

国内での二酸化炭素の排出削減に寄与
すること。

2| 低炭素水素等供給等事業の実施方法

低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1) 低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等供給事業の確実性が高いこと。

(2) 低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。

3| 価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容

(新設)

1| 価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容

価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにGX政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②イ並びに(2)①イは価格差に着目した支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が必ず満たすべき要件（以下「必須の要件」という。）とする。

価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにGX政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②イ並びに(2)①イは価格差に着目した支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が必ず満たすべき要件（以下「必須の要件」という。）とする。

(1) エネルギー政策

① (略)

② 安定供給

イゝハ (略)

ニ 我が国企業による上流権益の参入
比率が高く、価格が安定しているこ
と。

ホ 低炭素水素等を輸入する相手国の
地政学的リスクに対応しているこ
と。

へ 特定の国に依存しない、強靱で信

(1) エネルギー政策

① (略)

② 安定供給

イゝハ (略)

ニ 我が国企業による上流権益の参入
比率が高いこと、価格の安定性が高
いこと。

(新設)

(新設)

頼性のある低炭素水素等のサプライ
チェーンを構築すること。

③ (略)

④ 経済効率性

イ〜ハ (略)

ニ 我が国企業による上流権益の参入
比率が高く、価格が安定しているこ
と。

(2) (略)

4| 価格差に着目した支援の対象となる低炭
素水素等供給等事業の実施方法

③ (略)

④ 経済効率性

イ〜ハ (略)

(新設)

(2) (略)

2| 価格差に着目した支援の対象となる低炭
素水素等供給等事業の実施方法

価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1) 低炭素水素等供給等事業計画の確実性及び妥当性

① 低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等供給事業の確実性が高いこと。

②・③ (略)

価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1) 低炭素水素等供給等事業計画の確実性及び妥当性

(新設)

①・② (略)

(2) 国と低炭素水素等供給等事業を行い、
又は行おうとする者とのリスク分担の妥
当性

ファイナンスリスクや供給開始リスク
への対応のため、基準価格（低炭素水素
等供給事業者による低炭素水素等の供給
を継続的に行うことを可能とする当該低
炭素水素等の単位量当たりの価格をい
う。）及び参照価格（低炭素水素等利用
事業者が既存の原料・燃料に代替して低
炭素水素等の利用を行う場合における当

(2) 国と低炭素水素等供給等事業を行い、
又は行おうとする者とのリスク分担の妥
当性

①| ファイナンスリスクや供給開始リス
クへの対応のため、基準価格（低炭素
水素等供給事業者による低炭素水素等
の供給を継続的に行うことを可能とす
る当該低炭素水素等の単位量当たりの
価格をいう。）及び参照価格（低炭素
水素等利用事業者が既存の原料・燃料
に代替して低炭素水素等の利用を行う

該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。）が、定められた基本的な考え方に基づき、設定されていること。

(削る)

5| 拠点整備支援の対象となる低炭素水素等

供給等事業の内容

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策の観点及びGX政策の観点から、次の項目に照

場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。）が、定められた基本的な考え方に基づき、設定されていること。

②| 低炭素水素等を輸入する相手国の地

政学的リスクに対応していること。

3| 拠点整備支援の対象となる低炭素水素等

供給等事業の内容

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策の観点及びGX政策の観点から、次の項目に照

らして評価するものとする。ただし、(1)

①、②イ並びに(2)①イ、トは拠点整備支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が満たすべき必須の要件とする。また、(2)①ルは必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1) エネルギー政策

① (略)

② 安定供給

イ 低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間一万吨を超える

らして評価するものとする。ただし、(1)

①、②並びに(2)①イ、トは拠点整備支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が満たすべき必須の要件とする。また、(2)①ルは必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1) エネルギー政策

① (略)

② 安定供給

低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間一万吨を超えるこ

こと。

ロ 発電などに向け大規模に供給する
場合、我が国企業による上流権益への
参入がなされており、価格が安定
していること。

ハ 低炭素水素等を輸入する相手国の
地政学的リスクに対応しているこ
と。

ニ 特定の国に依存しない、強靱で信
頼性のある低炭素水素等のサプライ
チェーンを構築すること。

と。

(新設)

(新設)

(新設)

③ (略)

④ 経済効率性

イ〜ハ (略)

ニ 発電などに向け大規模に供給する

場合、我が国企業による上流権益へ

の参入がなされており、価格が安定

していること。

(2) (略)

6| 拠点整備支援の対象となる低炭素水素等

供給等事業の実施方法

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等

③ (略)

④ 経済効率性

イ〜ハ (略)

(新設)

(2) (略)

4| 拠点整備支援の対象となる低炭素水素等

供給等事業の実施方法

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等

供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)は必須の要件とする。また、(2)、(3)、(6)は必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)～(3) (略)

(4) 低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。

(5)～(7) (略)

供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)は必須の要件とする。また、(2)、(3)、(5)は必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4)～(6) (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和八年 月 日から施行する。

（低炭素水素等供給等事業計画の認定の申請等に関する経過措置）

第二条 この告示の施行の日前に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「法」という。）第七条第一項の規定により認定の申請がされた低炭素水素等供給等事業計画であつて、この告示の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた法第七条第一項の低炭素水素等供給等事業計画は、次条の規定の適用については、この告示の施行の日前に法第七条第一項の認定を受けた認定供給等事業計画

とみなす。

(認定供給等事業計画に関する経過措置)

第三条 この告示の施行の日前に法第七条第一項の認定を受けた認定供給等事業計画の変更の認定、変更の指示及び取消しについては、なお従前の例による。